

深草地区バリアフリー
移動等円滑化基本構想に基づく

道路特定事業計画

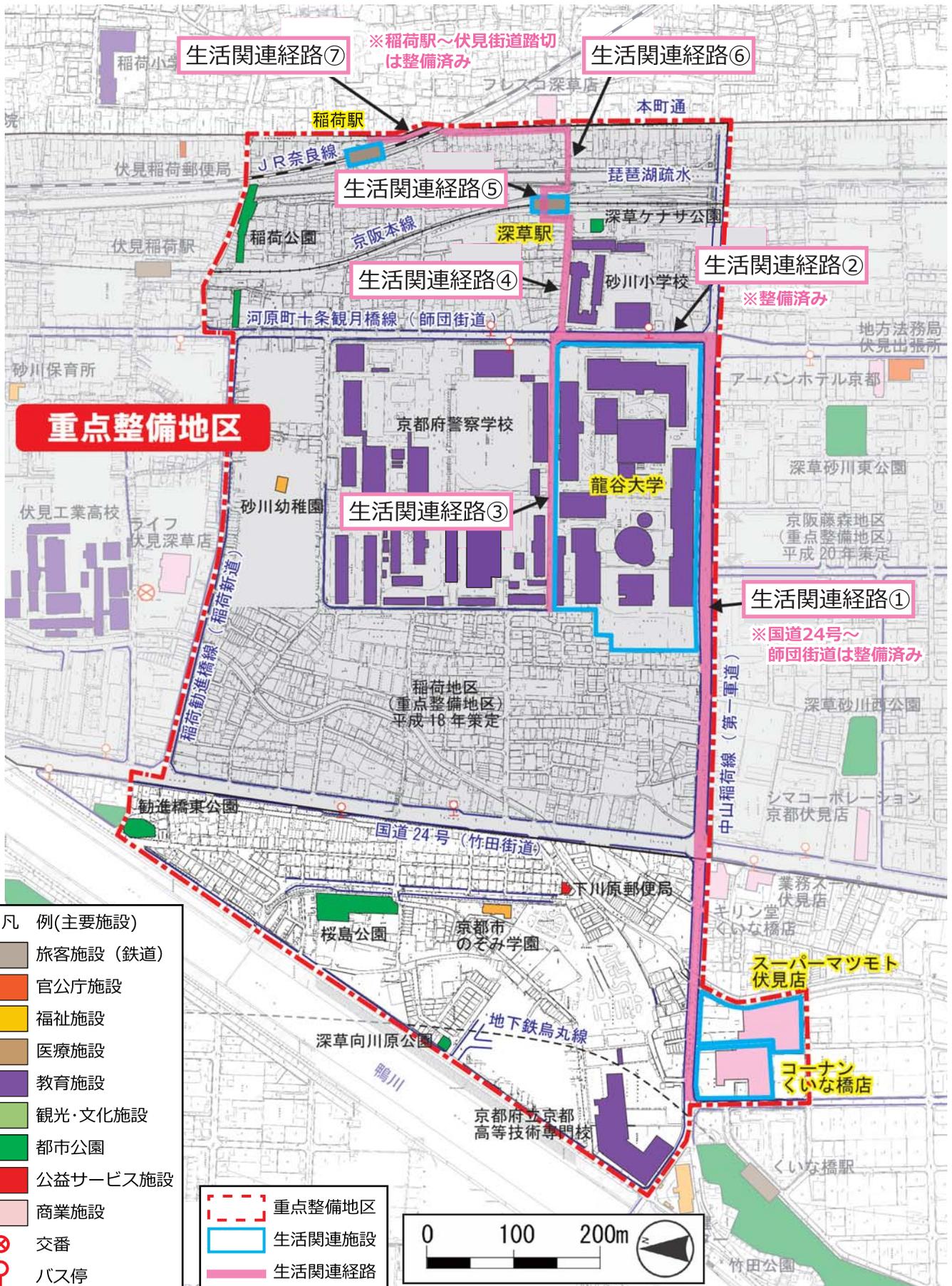


安心して暮らせるエコなまち



京 都 市

バリアフリー生活関連施設・生活関連経路



● 道路特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整える様々な施策に取り組んでおり、その一環として、京阪深草駅周辺の徒歩圏を中心とした「深草地区」を対象に「深草地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を平成26年3月に策定しました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について「道路特定事業計画」を策定しました。

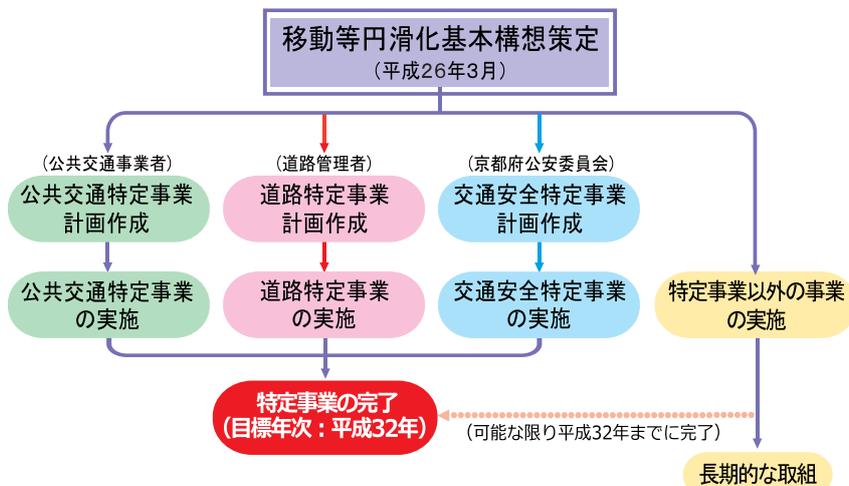
今後、道路特定事業計画に基づき、京都府公安委員会や公共交通事業者と連携をとりながら、深草地区のバリアフリー化を進めていきます。



平成25年5月に市民の皆様や当事者の方々と現地踏査を実施して意見交換しました

● 重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

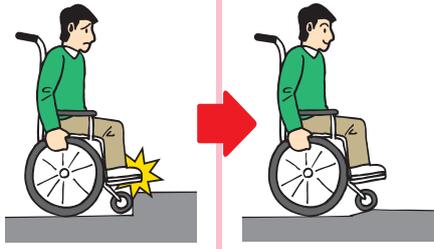
平成32年（2020年） を目標年次として、バリアフリー化が完了するよう特定事業を実施していきます。特定事業以外の事業については、可能な限り平成32年までに完了するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくこととします。



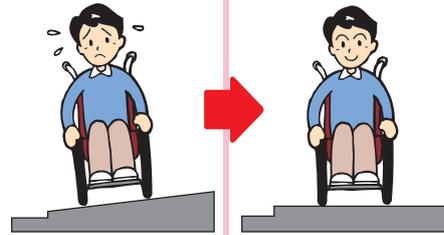
※「道路特定事業」とは、道路管理者（京都市）が実施する道路の段差や勾配の改善などの移動等円滑化のために必要な事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業。

道路特定事業計画

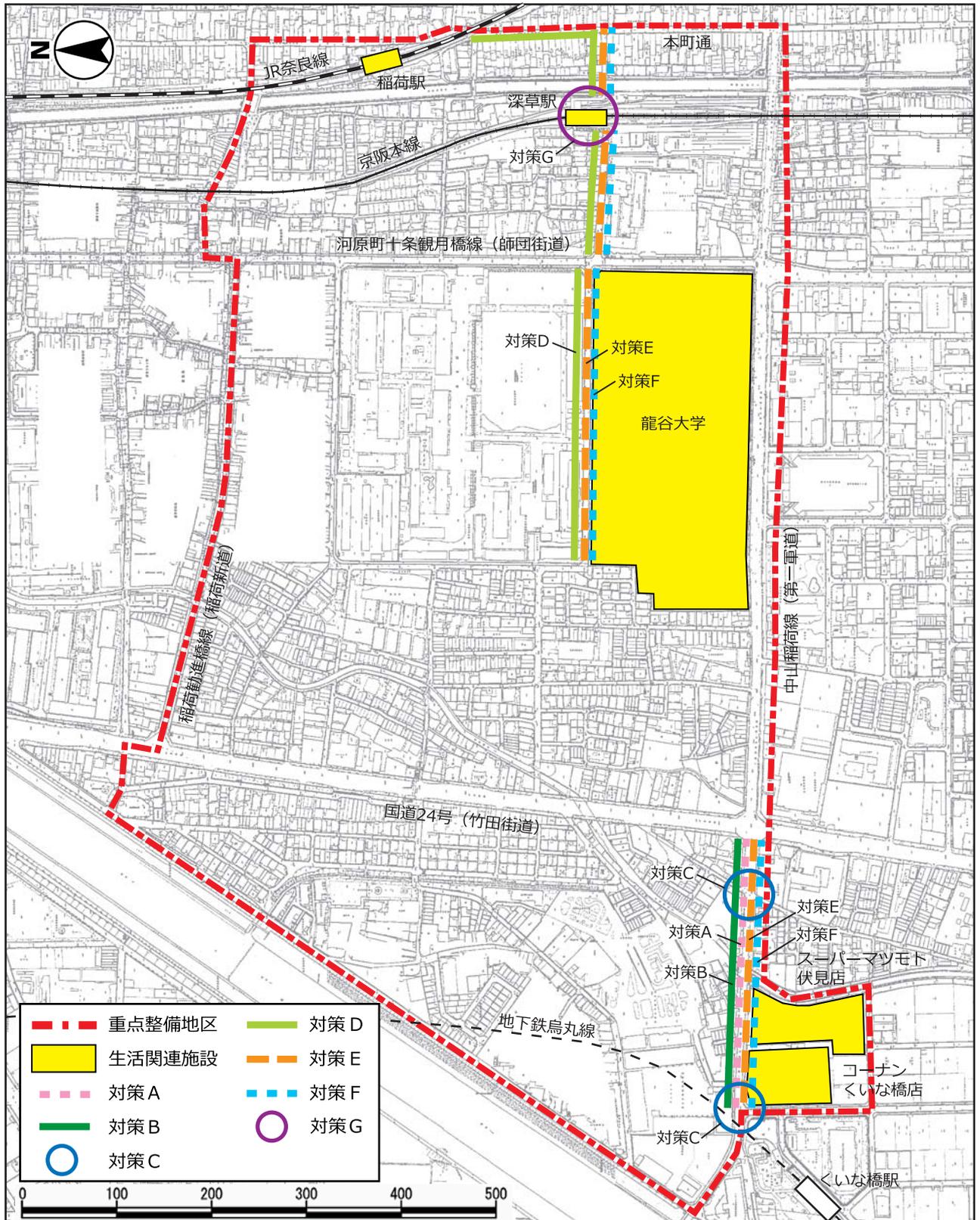
対策A 横断歩道接続部の
段差・勾配の改良



対策B 歩道の横断勾配の改良
段差・不陸の改良
波うち歩道の改良



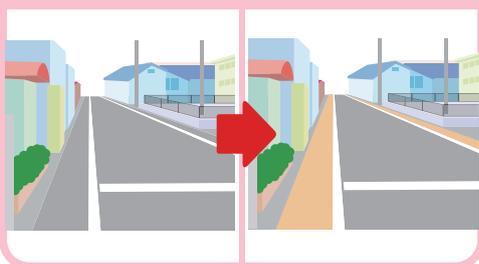
対策C 視覚障害者の改良



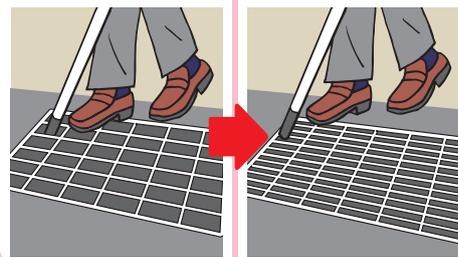
盲者誘導用ブロック



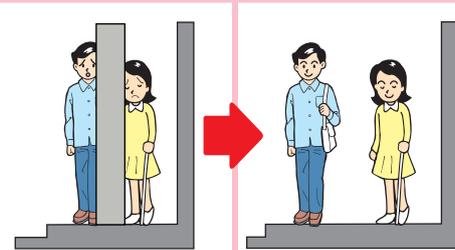
対策D 歩行空間の明確化



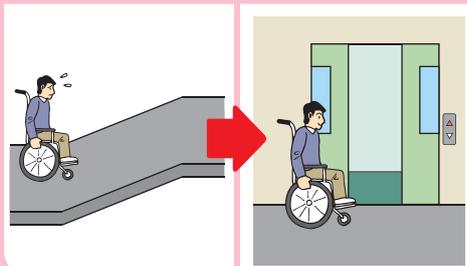
対策E グレーチングの改良
縁石の改修



対策F 支障物の撤去・移設の検討



対策G 自由通路の新設



● 道路特定事業計画以外のバリアフリー化対策

その他の道路事業について

生活関連経路に位置付けられていない道路等についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際は、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路交通環境の整備を進めます。

また、生活関連経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

ハードと一体となったソフト的対策について

深草地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、あわせてソフト的対策も進めていき、「安心して暮らせるエコなまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 違法駐車・駐輪等の防止
- ◆ 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆ 学校教育における福祉教育の充実

自転車等撤去強化
区域等の警告看板



道路利用啓発チラシ



案内情報の充実について

深草地区は、生活関連施設への利用者等来訪者も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

- ◆ バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆ 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実



新聞やホームページへの掲載

● 整備内容と整備目標年次

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H26	27	28	29	30	31	32
生活関連経路①	一般府道 中山稲荷線 (第一軍道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差・勾配の改良 ・ 横断勾配の改良, 段差・不陸の改良 ・ 波うち歩道の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 ・ グレーチングの改良, 縁石の改修 ・ 支障物の撤去及び移設の検討 	<p>国道24号～師団街道は整備済み</p>						
生活関連経路②	一般市道 河原町十条観月橋線 (師団街道)	-	<p>整備済み</p>						
生活関連経路③	一般市道 深草緯148号線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間の明確化 ・ グレーチングの改良 ・ 支障物の撤去及び移設の検討 							
生活関連経路④	一般市道 深草緯39号線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間の明確化 ・ グレーチングの改良 ・ 支障物の撤去及び移設の検討 							
生活関連経路⑤	一般市道 深草緯39号線 (深草自由通路)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由通路の新設 (エレベーター整備, 通路幅員の拡幅) 							
生活関連経路⑥	一般市道 深草緯38号線 一般市道 深草緯39号線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間の明確化 ・ グレーチングの改良 ・ 支障物の撤去及び移設の検討 							
生活関連経路⑦	一般市道 本町通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間の明確化 	<p>稲荷駅～伏見街道踏切は整備済み</p>						

ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。

● 生活関連経路について

◆ 生活関連経路とは

バリアフリー法では、旅客施設を含む生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施にあたっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

◆ 生活関連経路の設定

深草地区の生活関連経路は、京阪深草駅と生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互間を結ぶ経路として設定し、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととしました。

同じです あなたとわたしの 大切さ

**深草地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく
道路特定事業計画**

京都市建設局道路建設部道路環境整備課
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3570 FAX 075-213-0193

2015年（平成27年）3月発行 京都市印刷物 第 264966 号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

